

議案第9号

体育会館条例施行規則等廃止について

体育会館条例施行規則等を廃止する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

横須賀市教育委員会

教育長 青木 克明

体育会館条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 体育会館条例施行規則（昭和33年横須賀市教育委員会規則第3号）
- (2) スポーツ推進委員規則（昭和48年横須賀市教育委員会規則第7号）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

組織改正に伴い、この規則を廃止する。

廃止

体育会館条例施行規則

(公募)

第1条 教育委員会は、体育会館条例(昭和29年横須賀市条例第31号。以下「条例」という。)

第5条に規定する公募をするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 条例第7条の規定により教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請者の資格要件
- (4) 指定期間
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、横須賀市報への掲載、広報紙への掲載及びインターネットを利用した閲覧の方法により行うものとする。

(指定管理者指定申請書等)

第2条 条例第6条第1項に規定する指定管理者指定申請書は、第1号様式による。

2 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める図書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 寄附行為及び法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (2) 横須賀市総合体育会館、横須賀市北体育会館、横須賀市南体育会館及び横須賀市西体育会館(以下「会館」という。)の管理に係る収支予算書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度(以下「申請年度」という。)の収支予算書及び事業計画書並びに前年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 申請年度の前年度の財産目録及び貸借対照表。ただし、申請年度に設立された法人にあつては、設立時における財産目録
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(専用使用許可手続き)

第3条 条例第11条第1項の規定により、会館の専用使用許可を受けようとするときは、専用使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、指定管理者が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 第1項に規定する使用許可(次条に規定する期間内における競技場の全面使用の申請に係るものを除く。)に係る予約については、横須賀市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成17年横須賀市規則第78号)第5条によるものとする。
- 4 指定管理者は、第1項の規定による申請を受けた場合において、支障がないと認めたと

きは、会館の専用使用を許可する。

(申請期日)

第4条 競技場の全面使用の申込みについては、前条第3項の規定によるもののほか、使用期日の3月前から2月前までの間にも行うことができる。

(専用使用許可の方法)

第5条 会館の専用使用許可(前条の期間内の申込みに係るものに限る。)は、申込みの順序により行う。この場合において、申込みが同時になされたときの申込み順序は、協議又はくじにより定める。

(個人使用許可)

第6条 会館の個人使用許可を受けようとするときは、指定管理者に口頭で使用の申込みをしなければならない。

2 指定管理者は、前項の申出を許可したときは、使用料と引き換えに使用券又は回数券を交付する。ただし、横須賀市南体育会館のうち神明町1,821番地12に位置する部分(以下「南体育会館の一部」という。)の無料施設については、この限りでない。

(温水プールの専用使用の範囲)

第7条 条例別表備考に関する部分第8項に規定する専用使用の範囲は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、心身に障害がある者のうち指定管理者が適当であると認めるもの及びその介護者を含む団体については、使用者の数が10人に満たない場合であっても、専用使用することができる。

使用者の数	専用使用できるコースの数
10人以上	1
20人以上	2
30人以上	3

2 前項に規定する専用使用できるコースの数は、同一の専用使用時間に2以上の団体がそれぞれ専用使用する場合においては、合計して3を超えることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者において特別の理由があると認めるときは、専用使用できるコースの数を増やすことができる。

(専用使用期間)

第8条 同一の団体による会館の専用使用期間は、引き続いて2日又は使用期日の属する月を通じて5日を超えることができない。ただし、南体育会館の一部の無料施設の同一の利用者による使用期間は、引き続いて5日又は使用期日の属する月を通じて10日を超えるこ

とができない。

- 2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、専用使用期間を変更することができる。

(附属設備の使用料)

第9条 条例第12条第2項ただし書の規定による会館附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(専用使用において申込み時間を超過したときの使用料等)

第10条 条例別表備考に関する部分第3項の規定による使用料(温水プールを除く。)は、1時間までごとに次に掲げる料金に10分の4を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。

- (1) 午前9時前の使用 午前の使用料金
- (2) 正午から午後1時までの使用 午前の使用料金
- (3) 午後5時から午後6時までの使用 夜間の使用料金
- (4) 午後9時以後の使用 夜間の使用料金

(使用料の減免)

第11条 条例第13条の規定による使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書を教育委員会に提出し、又は教育委員会が指定する書類を提示しなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第12条 条例第14条の規定による使用料の還付の申請は、使用料還付申請書(第2号様式)によらなければならない。

- 2 使用料の還付割合は、条例第14条第1号及び第2号に該当するものにあつては10割とする。
- 3 申請者の都合により使用の申込みを取り消した場合における条例第14条第3号の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。
 - (1) 競技場を全面使用するとき 使用期日の2月前まで 5割
 - (2) 前号以外るとき 使用期日の15日前まで 5割
- 4 使用期日の変更許可後に使用を取り消したときは、最初の申込み使用期日から起算して前項に規定する還付割合により計算する。

(使用料の規定の準用)

第13条 前2条の規定は、条例第4条第2項の規定により会館の使用に係る料金を指定管理者

の収入として収受させる場合について準用する。

(特別の設備等)

第14条 条例第16条の規定による特別の設備等の承認を受けようとするときは、特別設備等承認申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、特別設備等承認申請書を受けた場合において、支障がないと認めるときは、特別の設備等を承認する。

(専用使用許可事項の変更等)

第15条 条例第17条の規定により専用使用許可事項の変更等の許可を受けようとするときは、第4条に規定する期間内に専用使用変更(取消し)許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、専用使用変更(取消し)許可申請書を受けた場合において、支障がないと認めるときは、専用使用許可事項の変更等を許可する。

(使用者及び入場者の遵守事項)

第16条 使用者及び入場者は、条例に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場させないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可された場所以外に立ち入らないこと。
- (4) 施設の壁や柱等にくぎ類等を打ったり、張り紙等をしないこと。
- (5) その他指定管理者の指示した事項

(損害の届出)

第17条 会館の建物又は附属設備をき損又は滅失したときは、使用者は直ちに理由を付してその旨を館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

別表(第9条関係)

1 器具使用料(専用使用の場合に限る。)

(1) 横須賀市総合体育会館

種別	種目・品名	使用料	単位	備考
体育器具		円		
	バスケットボール	720	1組	
	バレーボール	410	1組	
	卓球	140	1組	
	ハンドボール	410	1組	第1競技場に限る。
	体操器具	260	1組	1種目につき
	トランポリン	410	1組	
	ボクシング	2,880	1組	アマチュア用
	バドミントン	140	1組	
	柔道用たたみ	10	1畳	第1体育室は除く。
	レスリング	2,160	1組	アマチュア用
	電光表示盤	1,440	1組	第1競技場に限る。
	バウンドテニス	140	1組	
	アーチェリー	410	1式	第2競技場に限る。
	マットA	210	1枚	長さ6メートル、ソフトマット
	マットB	140	1枚	長さ3メートル
	マットC	70	1枚	長さ1.8メートル
放送器具	音響装置	1,230	1式	アンプ、レコードプレイヤー、コンパクトディスクプレイヤー、テープレコーダー及びマイクロホン

(2) 横須賀市北体育会館、横須賀市南体育会館及び横須賀市西体育会館

種別	種目・品名	使用料	単位	備考
体育器具		円		
	バスケットボール	720	1組	
	バレーボール	410	1組	
	卓球	140	1組	

	ハンドボール	410	1組
	体操器具	260	1組1種目につき
	トランポリン	410	1組
	バドミントン	140	1組
	バウンドテニス	140	1組
	柔道用たたみ	10	1畳
	マットA	210	1枚長さ6メートル、ソフトマット
	マットB	140	1枚長さ3メートル
放送器具	音響装置	1,230	1式アンプ、レコードプレイヤー、テープレコーダー及びマイクロホン

備考 使用料の単位は、使用開始から終了までの継続した使用を1回とする。

2 照明使用料(専用使用の場合に限る。)

(1) 横須賀市総合体育会館

(1時間当たり)

施設			照明使用区分		1/3	1/2・2/3	全面
			円	円	円		
第1 競技 場 の 種 類	照 明 の 種 類	普通	円	円	620	1,230	1,850
		特別	—	—	—	—	7,410
第2 競技 場 の 種 類	照 明 の 種 類	普通	—	290	—	—	580
		特別	—	—	—	—	2,300

(2) 横須賀市北体育会館

(1時間当たり)

施設			照明使用区分		1/2	全面
			円	円	円	
競技 場 の 種 類	照 明 の 種 類	普通	円	円	330	660
		特別	—	—	—	1,320

(3) 横須賀市南体育会館

(1時間当たり)

施設			照明使用区分		1/3	1/2・2/3	全面
			円	円	円		
競技 場 の 種 類	照 明 の 種 類	普通	円	円	160	330	490
		特別	—	—	—	—	990

種 類			
--------	--	--	--

(4) 横須賀市西体育会館

(1時間当たり)

施設			照明使用区分	1/2	全面
			競技 場 の 種 類	照 明 の 種 類	普通
特別		—			1,070

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料に10分の5を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。

3 暖房・冷房設備使用料(横須賀市総合体育会館の専用使用の場合に限る。)


(1時間当たり)

施設		区分	暖房	冷房
				円
第1競技場			8,330	6,070
第2競技場			1,750	1,950

備考 1時間を超えて使用するときの使用料は、30分につき規定の使用料に10分の5を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。

第1号様式(第2条第1項関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日	
(あて先)横須賀市教育委員会	
事業者	所在地 〔法人にあつては、主 たる事務所の所在地〕 名 称 代表者 
体育会館条例第6条第1項の規定により、会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請 します。	
団 体 の 形 態	
連 絡 先	担 当 者 名
電 話	
(事務処理欄)	

第2号様式(第12条第1項関係)

使用料還付申請書

(事務処理欄)

(あて先)横須賀市教育委員会		年 月 日	
		使用団体名	住所
	使用 責任者	氏名	Ⓜ
		電話	
旧新の別 区分	旧	新	
使用年月日			
使用場所			
その他			
理由			
※既納使用料			
※還付割合			
※還付金額			

備考 ※印欄は、記入しないこと。

廃止

スポーツ推進委員規則

(総則)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条の規定に基づくスポーツ推進委員(以下「委員」という。)の定数、任期及び職務その他必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(定数)

第2条 委員の定数は、322名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、前項の任期中においても委員を解任することができる。

(職務)

第4条 委員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (2) スポーツの実技の指導に関すること。
- (3) その他スポーツに関する指導及び助言に関すること。

(施行上の必要事項)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。